

恵庭市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項及び障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、次条第2項に定める職員（以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、法において使用する用語の例とする。

2 職員とは、次の各号のいずれかの組織に所属する職員（再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員を含む。）及び恵庭市会計管理者をいう。

- (1) 恵庭市事務分掌条例（昭和46年条例第24号）第1条に規定する部
 - (2) 恵庭市会計室会計課
 - (3) 恵庭市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和59年教委規則第1号）第2条第1項に規定する事務局の組織
 - (4) 恵庭市議会事務局
 - (5) 恵庭市選挙管理委員会事務局
 - (5) 恵庭市監査委員事務局
 - (6) 恵庭市公平委員会事務局
 - (7) 恵庭市農業委員会事務局
 - (8) 恵庭市固定資産評価審査委員会（書記に限る）
 - (9) 恵庭市公営企業の設置等に関する条例（昭和42年条例第14号）第4条第2項に規定する部の組織
 - (10) 恵庭市消防本部及び恵庭市消防署
- (不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、法第7条第1項の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当たり、障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいをいう。以下同じ。）を理由として、障がい者（障がい及び社会的な障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と不当な差別的な取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。この場合において、職員は、別紙に定める事項に留意するものとする。

(合理的配慮)

第4条 職員は、法第7条第2項の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的な障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとなら

ないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的な障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。この場合において、職員は、別紙に定める事項に留意するものとする。

（監督者の責務）

第5条 職員のうち、課長職相当以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障がい者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に関する相談、苦情の申出等（以下「相談等」という。）があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合は、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（相談体制の整備）

第6条 職員による障がいを理由とする差別に関し、障がい者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するための受付窓口を、職員課及び障がい福祉課に置く。

- 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢及び障がいの状態に配慮するとともに、対面、手紙、電話、ファクス、電子メールその他障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 相談等の受付窓口は、相談等の内容に応じ関係課等の職員に前項に規定する対応を依頼することができる。
- 4 第1項に規定する受付窓口に寄せられた相談等は、職員課及び障がい福祉課に集約し、相談者等のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等があった場合に活用するものとする。
- 5 第1項の受付窓口は、必要に応じ、相談体制の充実を図るよう努めるものとする。

（研修及び啓発）

第7条 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

- 2 新たに職員となった者に対しては障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるため、新たに監督者となった職員に対しては障がいを理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ研修を実施する。
- 3 職員に対し、障がいの特性等を理解させるとともに、障がい者に適切に対応するために

留意事項及びマニュアルを別に作成し、意識の啓発を図る。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は平成28年4月26日から実施する。